

消防用設備等に関するよくあるご質問

Q9 どのような施設に避難通路の設置義務がありますか。

A9 名古屋市火災予防条例および火災予防条例指導基準に次のように規定されています。

- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場
床に固定されたいす席が設けられた客席に設置された避難通路
- 2 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するものおよび飲食店
階の客席の床面積が150m²以上の場合に、客席の各部分からいす席、テーブル席またはボックス席7個以上を通過せずに達するように設置された有効幅員1.6m(客席の床面積300m²未満の飲食店にあっては1.2m)以上の避難通路
- 3 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗または展示場
階の売場または展示場の床面積が150m²以上の場合に、その売場または展示場内に設けられた屋外へ通ずる避難口および階段のすべてに直通する、次の幅員を有する主要避難通路

売場または展示場の床面積	幅員
150m ² 以上300m ² 未満	1.2m以上
300m ² 以上	1.6m以上
3,000m ² 超	2.0m以上

また、売場または展示場の床面積が600m²以上の場合は、上記の主要避難通路のほか、主要避難通路に通ずる有効幅員1.2m以上の補助避難通路が必要となります。

※ これらの避難通路については、避難口や主要避難通路との接続のかたちや床と通路を区別する表示、その他設置物の状態等により消防署で認定された内容を基準として、非課税の適用部分を判定します。

Q10 消防用設備等のポンプと、一般給水用のポンプとが併設されているポンプ室について、消防用設備等に係る事業所床面積は、どのように算定したらよいですか。

(例)



全体の面積 100 m²

A10 設問のように消防用設備等と一般業務用の設備とがその設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の規模（占用床面積等）に応じ、当該設置場所に係る事業所床面積を按分してください。

※ 消防用設備等にかかる非常用電源と一般照明等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器（排煙設備の排煙機等）と一般業務用の機器とが併設されている機械室等についても同様に考えます。

(例の計算)

$$\cdot \text{消防用設備等} : 100 \times 20 \div 50 = 40 \text{ m}^2$$

$$\cdot \text{一般業務用} : 100 \times 30 \div 50 = 60 \text{ m}^2$$

Q11 消防用途の機能と一般用途の機能を兼用しているものに係る事業所床面積は非課税として取り扱ってよいですか。

A11 消防用設備等の非課税とすることができます。

(具体例)

- 1 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源も兼用している場合の当該水槽。
- 2 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器および配線が外箱に収納されている非常用電源専用受電設備。
- 3 消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤
- 4 消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せ行う排煙設備の風道等。
- 5 パイプスペースまたは配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管または配線と一般設備の配管または配線とを併せて格納するもの。

Q12 消火器、消火栓箱等で壁や柱に埋め込まれ、または取り付けられている消防用設備等の機器はどう取り扱われますか。

A12 屋内に設置されている消火器、消火栓等で占有した事業所床面積がある場合は、その床面積が消防用設備等の非課税とされます。

また、屋外に設置されているなど事業所床面積がない場合は、非課税の対象となりません。

Q13 天井に設置された消防用設備等（スプリンクラー、避難誘導灯等）の非課税床面積についてはどのように考えますか。

A13 天井に設置されたスプリンクラーや避難誘導灯等、事業所床面積を占用しない設備については、消防用設備等の非課税の適用はありません。

Q14 消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室、防災センター等に設置されている場合、当該中央管理室等に係る法第701条の34第4項の規定による非課税の床面積は、どのように算定したらよいですか。

A14 総合操作盤等の設置部分（専用床面積）については、その全部を非課税とし、残りの部分については、その床面積の二分の一が非課税となります。